

大阪市条例第50号

大阪市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

大阪市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。